

2013,Nov.15th

日本における化学物質管理政策の 最新動向

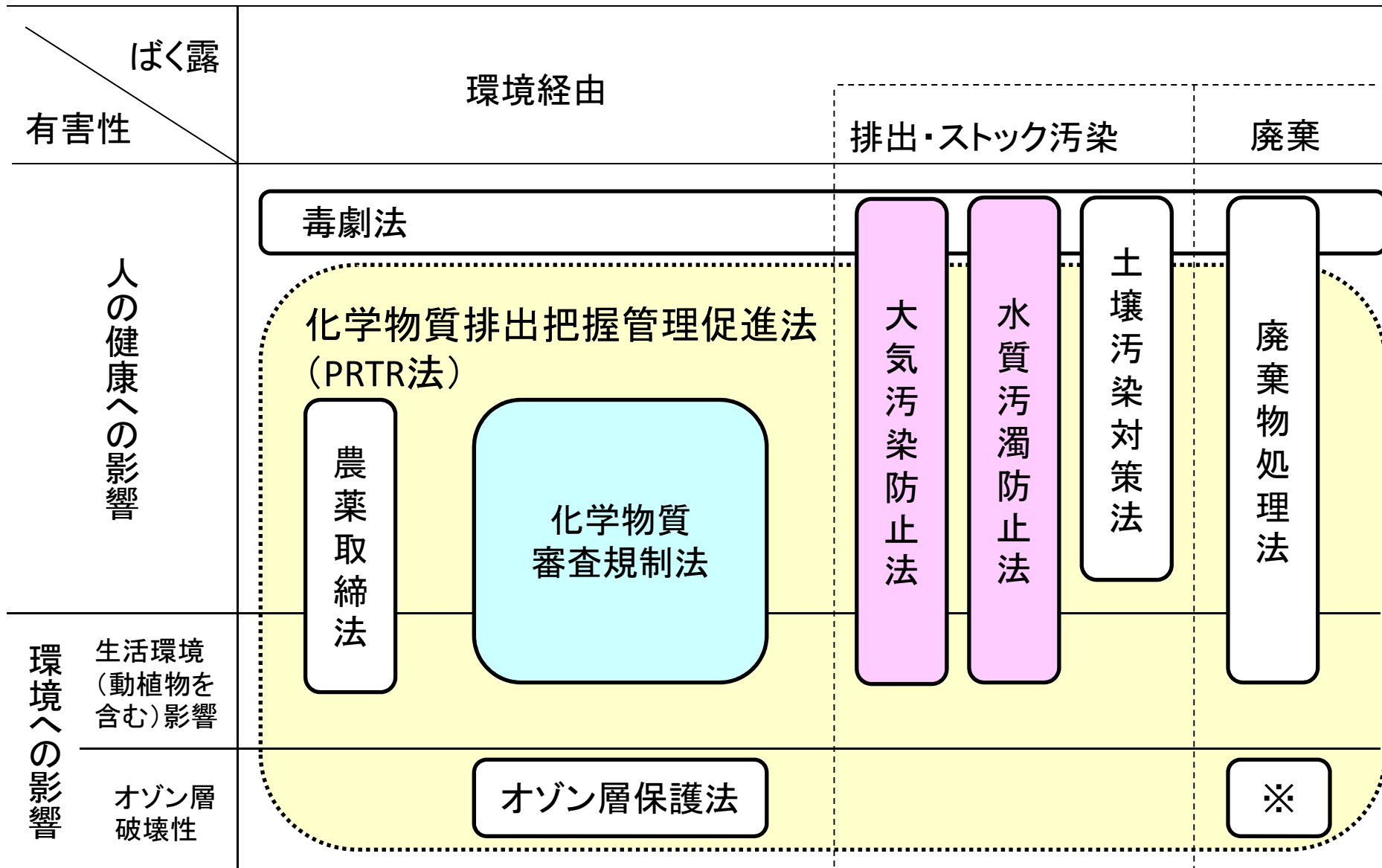
環境省総合環境政策局
化学物質審査室 室長
木村 正伸

目次

1. 化審法について
 - ・ 概要
 - ・ 新規化学物質の審査・確認
 - ・ 化審法に基づくリスク評価
 - ・ 第一種特定化学物質に関する国内対応
2. 化管法について ～PRTR～
3. 国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ
4. 水銀に関する水俣条約
5. 子供の健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）
6. 化学物質管理に関するアジア地域における協力事業

1. 化審法について

環境経路でばく露される化学物質管理に関する我が国の主な法令



※ フロン回収破壊法に基づき、特定の製品中に含まれるフロン類の回収等に係る措置が講じられている。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）

<目的>

- 人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止。

<所管>

- 厚労省、経産省、環境省の3省で共管。

<主な措置内容>

残留性(Persistence) 生物蓄積性(Bioaccumulation) 長期毒性(Toxicity)

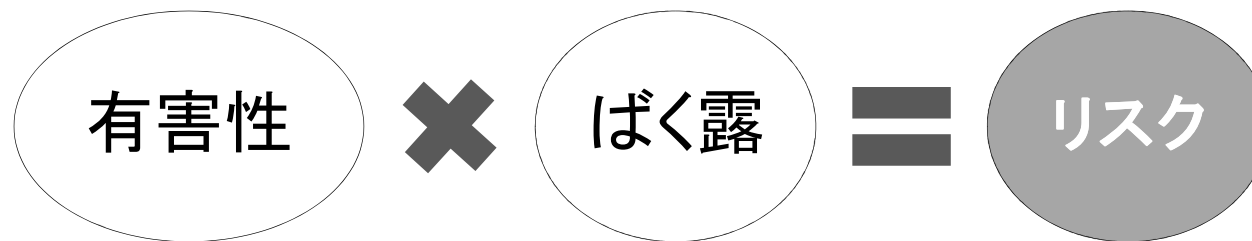
- PBTをもつ物質の製造・使用の原則禁止
- 残留性、長期毒性をもつ物質の製造・使用の制限、表示義務
- 上記に該当するおそれのある物質の製造量の届出
- 新規化学物質の残留性、蓄積性、長期毒性等の審査

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)

<考え方>

(1) リスクのとらえ方

有害性とばく露量・濃度から総合的に化学物質のリスクを評価

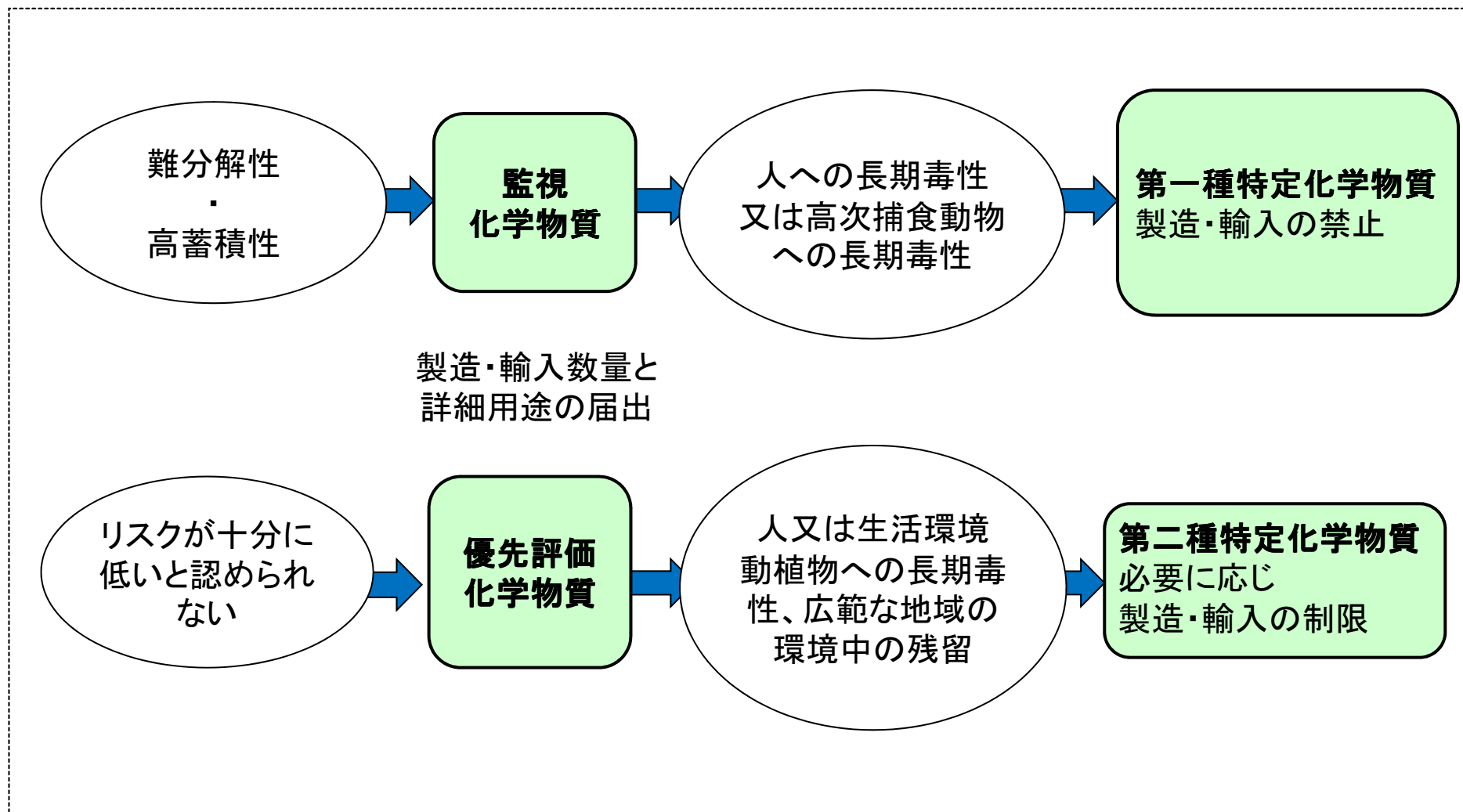


(2) 手順の効率化

評価すべき物質数が多いため、「段階的な評価」による効果的かつ効率的な体系を導入

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）

化学物質審査規制法

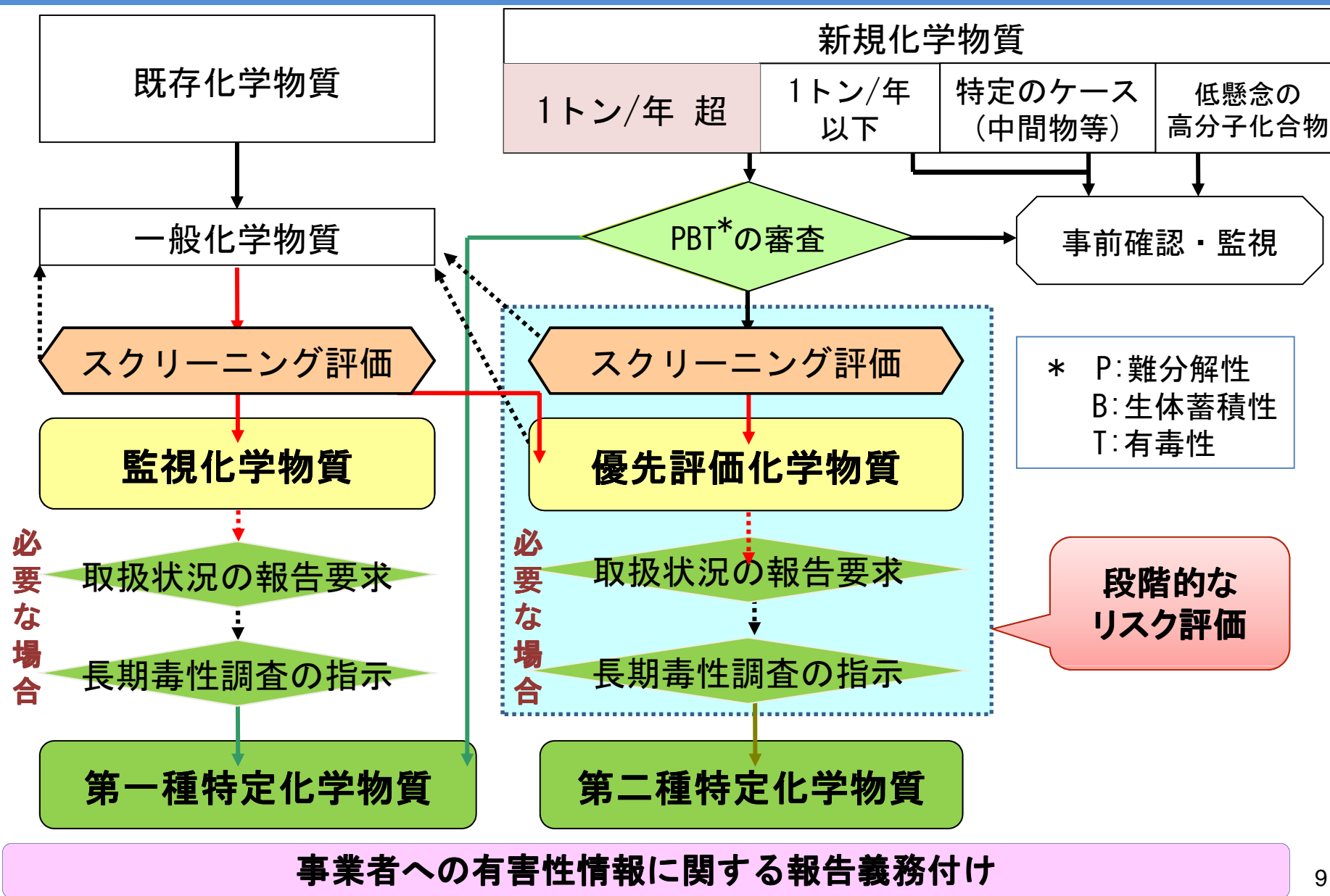


規制対象物質の種類

規制対象物質の種類	定義	物質数
第一種特定化学物質	難分解性、高蓄積性、人又は高次捕食動物への長期毒性を持つ化学物質	28 (PCB等)
第二種特定化学物質	人又は生活環境動植物への長期毒性を有し、相当広範な地域の環境中に相当程度残留。	23 (トリクロロエチレン等)
監視化学物質	難分解性、高蓄積性を有する 人又は高次捕食動物への長期毒性は不明	38 (HBCD等※)
優先評価化学物質	低蓄積性を有し、人又は生活環境動植物への毒性がないとは言えない、環境中に相当程度残留している	140 (フェノール、ベンゼン等)
一般化学物質	上記以外の化学物質	

※ HBCDについては、平成25年6月28日に開催された中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会（厚労省及び経済省審議会と合同開催）において、第一種特定化学物質に指定することが適当との結論を得た。

化審法の概要



新規化学物質の審査・確認について

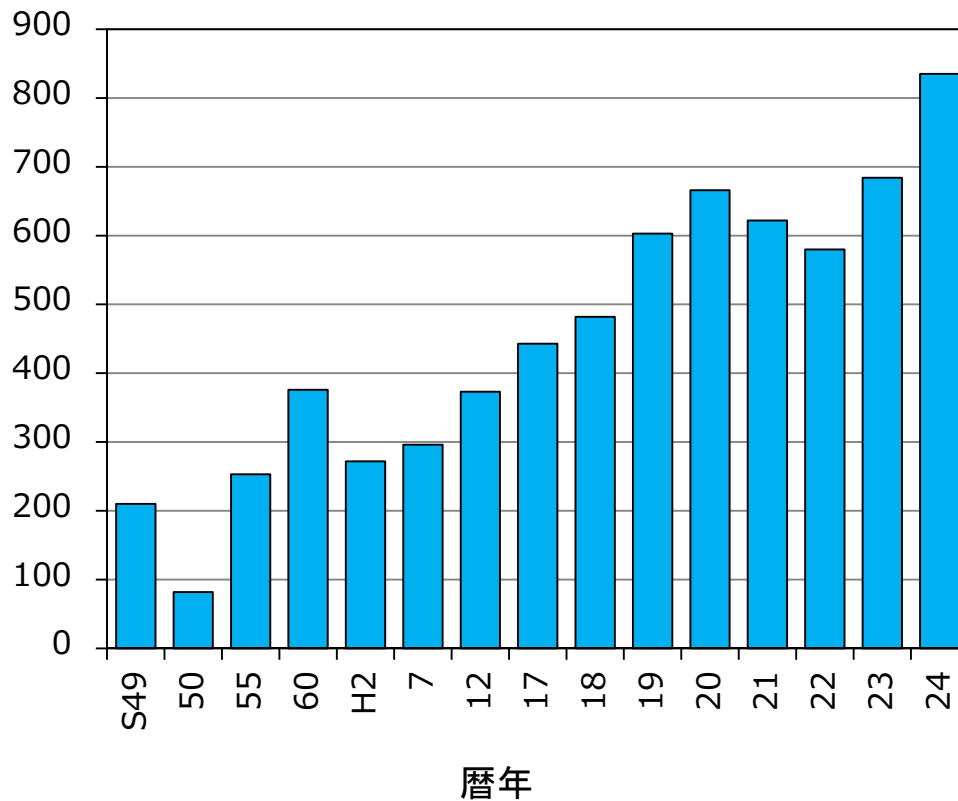
これまで我が国で製造、輸入が行われたことのない新規化学物質について、その製造又は輸入に際し、製造・輸入者からの届出に基づき、事前にその化学物質が次の性状を有するかどうかを審査し、判定。

- ①自然的作用による化学的変化を生じにくいものであるかどうか（分解性）
- ②生物の体内に蓄積されやすいものであるかどうか（蓄積性）
- ③継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがあるものであるかどうか（人への長期毒性）
- ④動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがあるものであるかどうか（生態毒性）

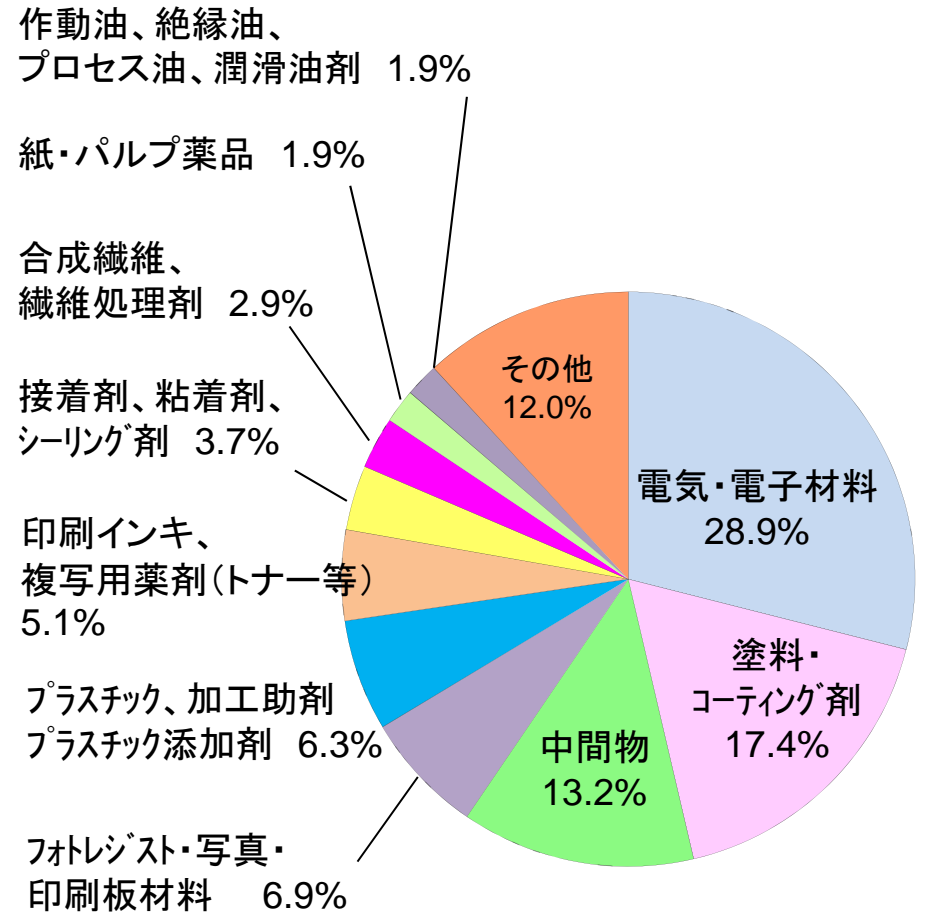
新規化学物質の事前審査① 新規化学物質

○新規化学物質の届出件数は増加傾向にあり、平成24年度の届出件数は835件。

届出件数 ※ 同一物質の届出を含む。



新規化学物質の届出件数の経年変化



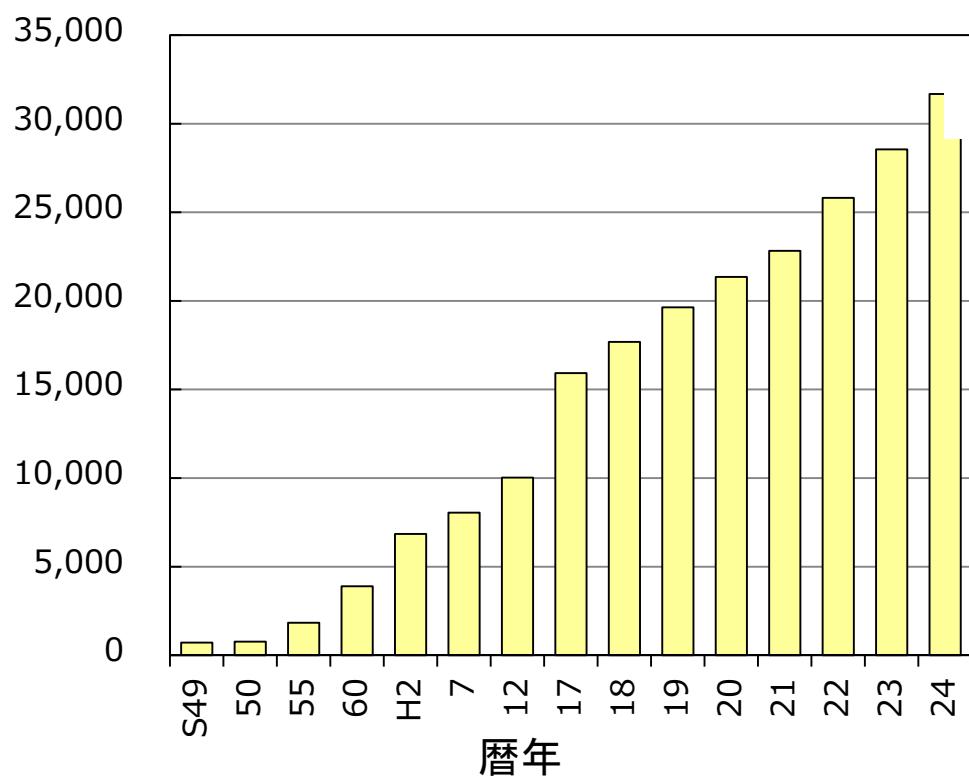
新規化学物質の主な用途 (H23年)

出典: 経産省化学物質審議会(平成24年度第1回)資料

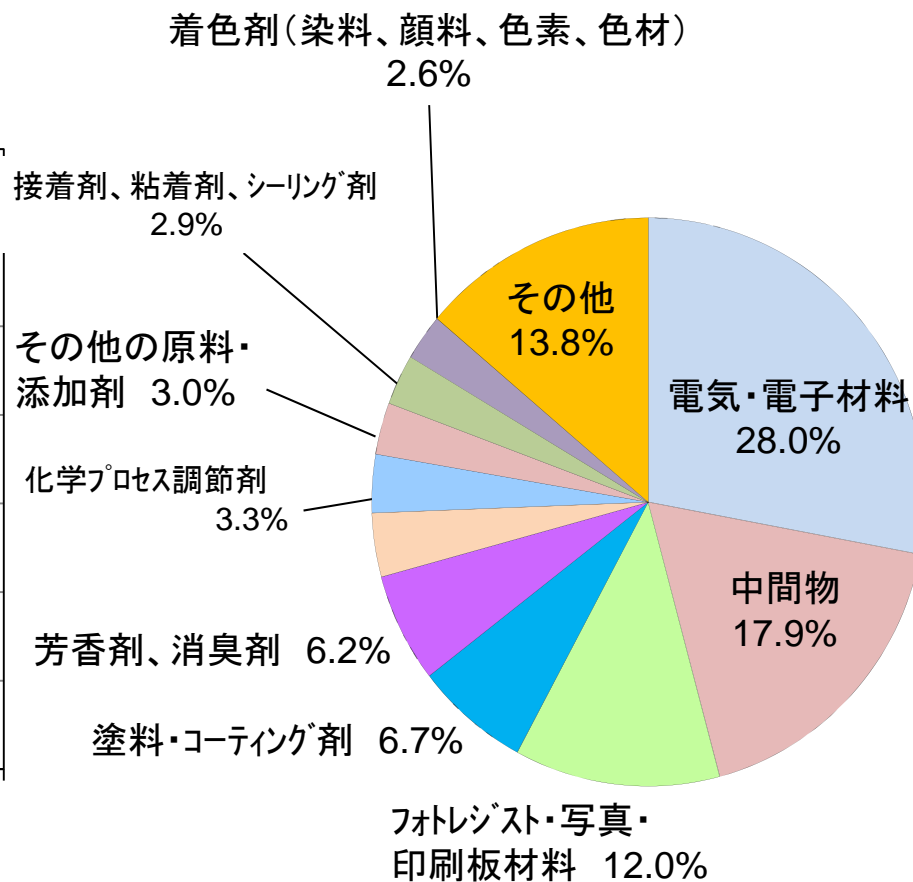
新規化学物質の事前審査② 少量新規

○平成24年度の少量新規化学物質の申出件数は31,673件。

申出件数 ※ 同一物質の届出を含む。



申出件数の経年変化

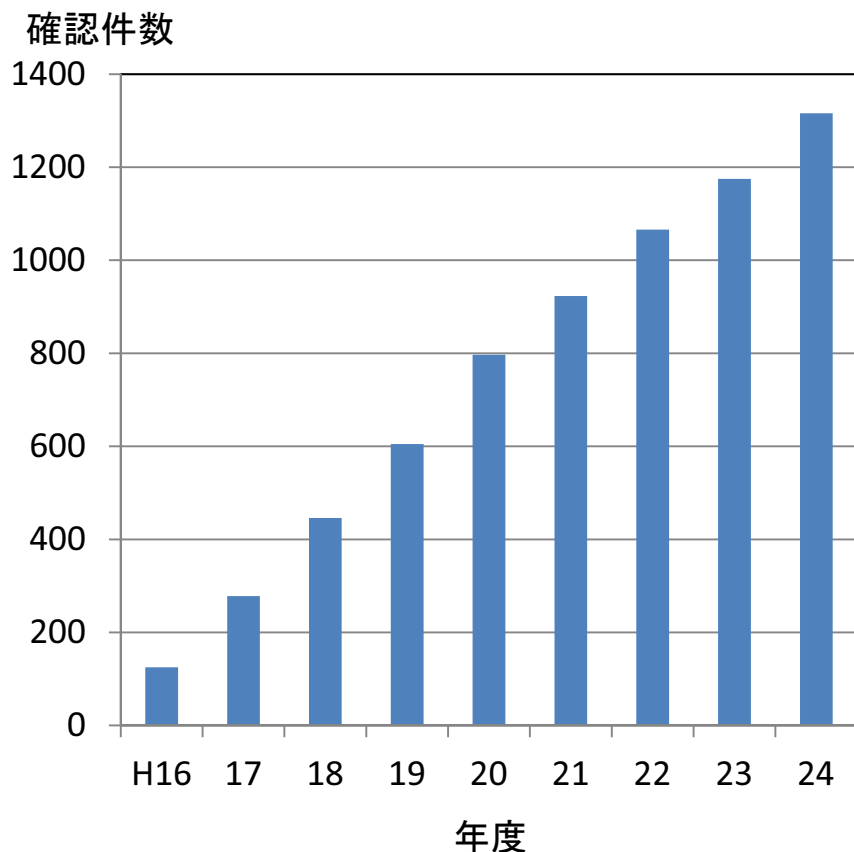


少量新規化学物質の主な用途 (H23年度)

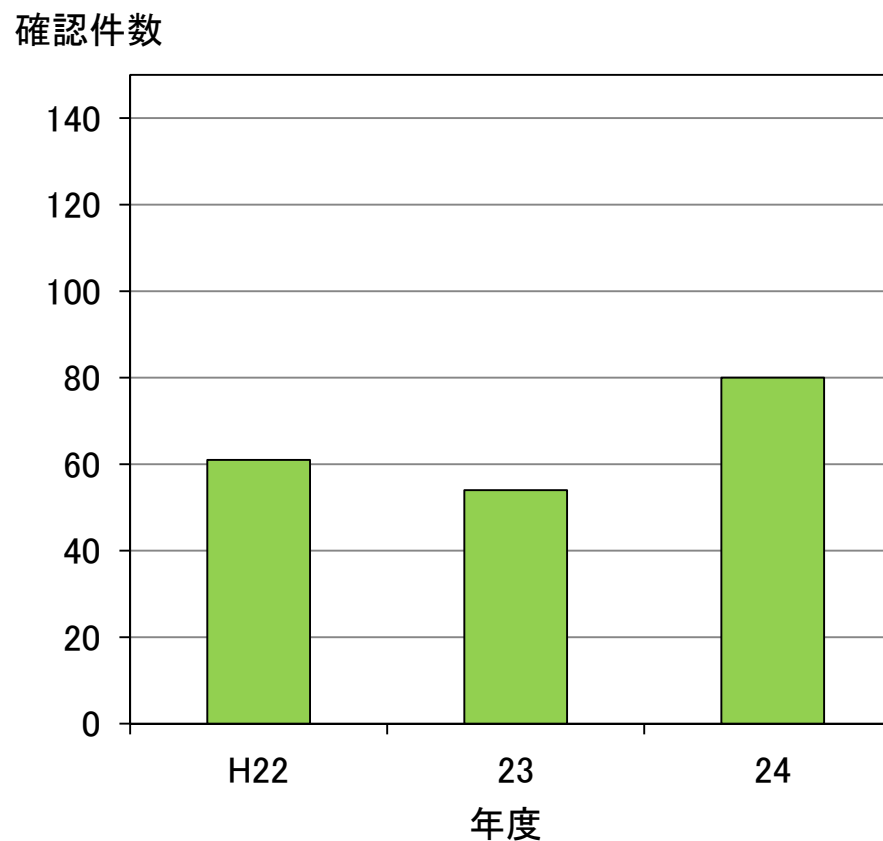
出典: 経産省化学物質審議会(平成24年度第1回)資料

新規化学物質の事前審査③ 低生産、低懸念高分子

- 低生産量新規化学物質の確認件数も増加傾向にあり、平成24年度の確認件数は1,316件。
- 平成22年4月より運用が開始された低懸念高分子化合物の平成24年度の確認件数は80件。



低生産量新規化学物質の確認件数



低懸念高分子化合物の確認件数

・ 化審法に基づく段階的なリスク評価

化審法インベントリー

既存化学物質 + 審査後新規化学物質

届出化学物質

スクリーニング評価

優先評価化学物質の指定

1次リスク評価

2次リスク評価

第二種特定化学物質

産業界の役割

- 年間製造・輸入量等の届出 (義務)
- 有害性情報の提供 (任意)

- 詳細用途を含む年間製造・輸入量等の届出 (義務)
- 要求された有害性情報の提供
- 要求された取り扱い状況の報告

- 行政的な指示による有害性調査の実施 (長期毒性試験) (義務 (指示による))

- 年間製造・輸入予定数量等の届出
- 使用等に関する技術上の指針

(1)スクリーニング評価手法

【人・健康】

一般毒性、生殖発生毒性、変異原性、発がん性から有害性クラスを設定

【生態】

水生生物の生態毒性試験データ(藻類・甲殻類・魚類)から有害性クラスを設定

有害性クラス
強 ← → 弱

	クラス1	クラス2	クラス2	クラス3	
大	クラス1	高	高	高	リスク低いと判断できない
↑	クラス2	高	高	中	
ばく露クラス	クラス3	高	高	中	
↓	クラス4	高	中	中	リスクが低いと判断
小	クラス5	中	中	低	
	クラス外				

優先評価化学物質

さらなる
リスク評価へ

【物化性状】

- ・製造・輸入数量等の届出情報
- ・分解性の判定結果
- ・全国総排出量を概算(毎年更新)

一般化学物質
(暴露クラスを毎年更新して
スクリーニングを毎年再評価)

① スクリーニング評価結果 暴露クラス

評価対象物質 (届出された11,979物質のうち、製造輸入数量が10t超の物質) 7,819物質			
有害性評価の観点		人健康	生態
暴露クラス (平成24年度届出 実績の確定値)	1	14物質	11物質
	2	67物質	48物質
	3	322物質	220物質
	4	744物質	551物質
	5	1,336物質	988物質
	外	5,336物質	6,001物質

○化審法に基づき事業者等より届出のあった製造/輸入数量及び用途分類並びにスクリーニング評価用の排出係数から推計される全国合計排出量に、分解性を加味した量により暴露クラスを付与している。

②国による有害性情報の収集と有害性クラスが付与

○製造輸入数量10t超の物質7,819物質のうち、基本的にはCAS番号に基づいて一般化学物質の有害性情報の収集を実施している。

○下記の資料に基づいて信頼性の確認を行い、「化審法におけるスクリーニング評価手法について」に基づき、有害性クラスを付与している。

- ・「化審法における人健康影響に関する有害性データの信頼性評価等について」
- ・「化審法における生態影響に関する有害性データの信頼性評価等について」

○これまで、スクリーニング評価にあたっては国による一般化学物質の情報収集を行ってきたが、今後は事業者からの有害性情報等の提供を呼びかけることとする。

③ スクリーニング評価実施結果

	平成22年度 (平成23年1月審議)		平成23年度 (平成24年1月審議)		平成24年度 (平成24年7月審議)		平成25年度 (平成25年7月審議)	
	人健康	生態	人健康	生態	人健康	生態	人健康	生態
評価対象の 物質区分	旧二監	旧三監	一般化学物質の一部		届出のあった全ての一般化学物質			
曝露情報	平成21年度実績		平成22年度実績		平成22年度実績		平成23年度実績	
有害性情報	二監・三監の 判定根拠		OECD/HPV 判定根拠など		国が保有している・収集した情報で 信頼性等が確認できたもの			
評価単位物質	682物質	212物質	109物質	275物質	10,792物質		11,979物質	
製造輸入数量 10t超	447物質	166物質	101物質	188物質	7,054物質		7,819物質	
優先評価化学物 質相当	88物質		8物質		46物質		40物質	
	75物質	20物質	6物質	4物質	31物質	21物質	17物質	23物質

④ 指定された優先評価化学物質

- 優先評価化学物質 140物質 (平成25年3月現在)
平成25年7月審議では、40物質が優先判定相当として告示準備中。

リスト公開サイト
(English)

J-CHECK (Japan Chemicals Collaborative Knowledge Database)

http://www.safe.nite.go.jp/jcheck/list7.action?category=230&request_locale=en

NITE CHRIP

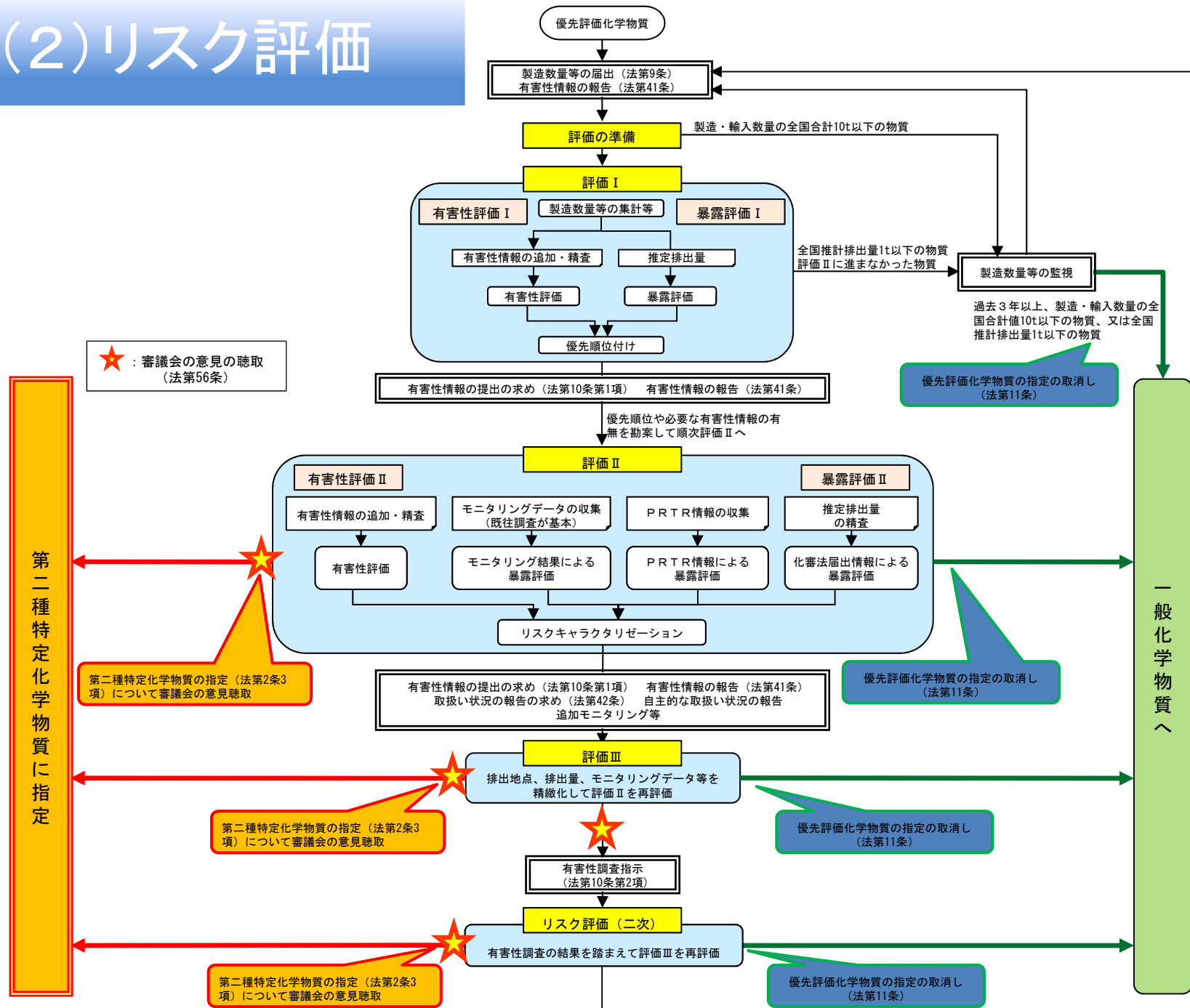
http://www.safe.nite.go.jp/english/sougou/view/IntrmSrchYusenList_en.faces

(日本語)

環境省化審室サイト

<http://www.env.go.jp/chemi/kagaku/kisei/yuusen.html>

(2) リスク評価



① リスク評価(1次)について

リスク評価(1次)は、評価Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの3段階構成

<評価Ⅰ>

有害性評価は、スクリーニング評価時と同じ情報を用いて行い、暴露評価は、製造・輸入数量等の届出情報のみを用いて行う。これにより、評価Ⅱを進める優先順位づけを行う。

<評価Ⅱ>

有害性評価は、有害性情報を追加的に収集して行い、暴露評価は対象範囲を増やしてリスク評価を行う。既往のPRTRデータやモニタリングデータも活用して行う。これらにより、リスク評価を行い、直ちに第二種特定化学物質への指定又は有害性調査の指示の可否を判断する。それらの判断に至らないときは評価Ⅲに進む。

<評価Ⅲ>

取扱い情報や追加モニタリングデータ等も用いてリスク評価を精緻化し、有害性調査指示の必要性について判断する。

② リスク評価(1次)評価Ⅰについて

評価対象となった全ての優先評価化学物質(年間製造数量等合計10t超)

○化審法第9条第1項に基づく優先評価化学物質の届出情報(製造数量、輸入数量、用途等)
○スクリーニング評価で用いた有害性情報

リスク評価(1次)評価Ⅰ

有害性評価

スクリーニング評価で対象としているエンドポイントについて、スクリーニング評価とおなじ不確実係数を用いて有害性評価値を導出

暴露評価

事業者から届出のあった製造・出荷数量をもとに、排出に係る一連の仮定に沿って都道府県・ライフサイクルステージ・用途別に仮想的排出源を仮定
⇒ 詳細用途分類別の排出係数を乗じて排出量を推計
⇒ ばく露に係る一連の仮定に沿って環境中濃度や人の摂取量を推計

<指標>

人: リスクが懸念される排出源の全国の箇所数及びリスクが懸念される影響地域の全国の合計面積
生態: リスク懸念の箇所数

③ リスク評価(1次) I 結果

＜平成25年度 評価 I の結果を踏まえた対応＞

優先評価化学物質（平成23年度までに指定）		95 物質
リスク評価(一次) 評価 I の対象	平成25年度より 評価 II に着手する物質	8 物質 (人健康：1 物質) (生態：7 物質)
	上記に該当せず、次年度、 引き続き評価 I を行う物質	62 物質
	当面の間、数量監視を行い、 次年度、評価 I を行う物質 (全国推計排出量1t以下)	6 物質
	当面の間、数量監視を行い、次年度、評価 I を行う物質 (製造・輸入数量の全国合計値10t以下)	2 物質

(参考)＜既に評価 II を実施している物質数＞

平成24年度から評価 II を実施しているもの	18物質(人健康:11物質、生態:7物質)
-------------------------	-----------------------

④ リスク評価Ⅱ 着手物質

平成24年度 18物質

<人健康影響(11物質)>

- ヒドラジン
- ジクロロメタン
- クロロエチレン
- 1, 2-エポキシプロパン
- ホルムアルデヒド
- ベンゼン
- 1, 3-ブタジエン
- 1, 2-ジクロロプロパン
- エチレンオキシド
- アクリロニトリル
- o-トルイジン

<生態影響(7物質)>

- 1, 3-ジクロロプロペン
- アクリル酸n-ブチル
- イソプロペニルベンゼン
- p-ジクロロベンゼン
- イニシアティブ2, 6-ジ-tert-ブチル-4-メチルフェノール
- [3-(2-エチルヘキシルオキシ)プロピルアミン]トリフェニルホウ素(III)
- 4, 4'-(プロパン-2, 2-ジイル)ジフェノール(ビスフェノールA)

平成25年度 8物質

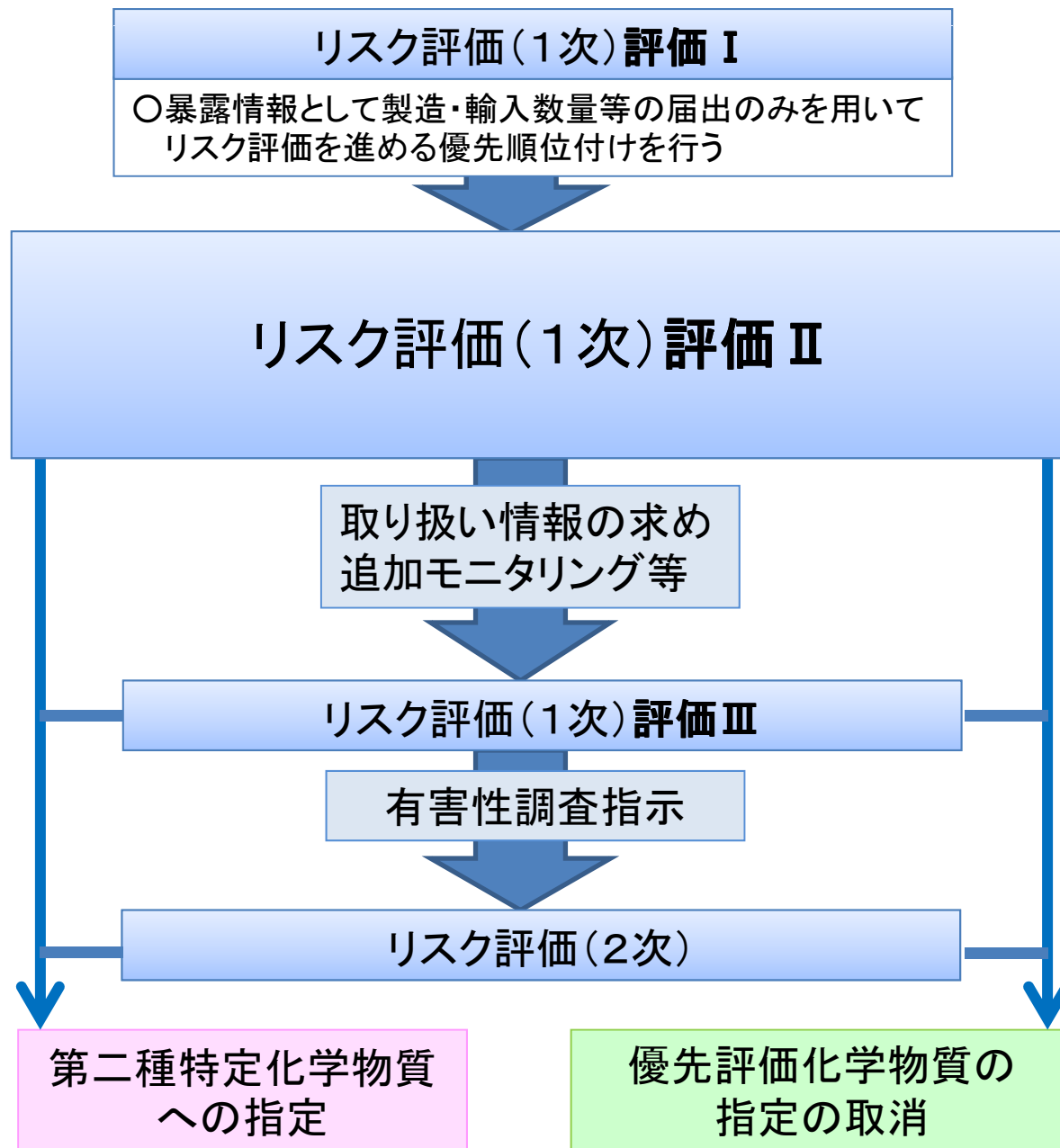
<人健康影響(1物質)>

- N, N-ジメチルホルムアミド

<生態影響(7物質)>

- ヒドラジン
- ブロモメタン
(別名臭化メチル)
- 1, 2, 4-トリメチルベンゼン
- ナフタレン
- α -(ノニルフェニル)- ω -ヒドロキシポリ(オキシエチレン)(別名ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル)
- 過酸化水素
- アクリル酸

⑤ リスク評価(1次)評価Ⅱについて



リスク評価(1次)評価Ⅰ

○暴露情報として製造・輸入数量等の届出のみを用いて
リスク評価を進める優先順位付けを行う

リスク評価(1次)評価Ⅱ

取り扱い情報の求め
追加モニタリング等

リスク評価(1次)評価Ⅲ

有害性調査指示

リスク評価(2次)

第二種特定化学物質
への指定

優先評価化学物質の
指定の取消

有害性評価

既知見を追加的に収集し個別に精査してキースタディを選定、水生生物(藻類、甲殻類、魚類)に加え、底生生物での評価も行う。

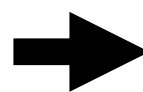
暴露評価

製造数量等の届出情報に加え、環境モニタリングデータ、PRTRデータを用いて暴露評価を行う。

POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)

POPs(Persistent Organic Pollutants、残留性有機汚染物質)

- = ①毒性があり、
- ②分解しにくく、
- ③生物中に蓄積され、
- ④長距離を移動する物質。



1国に止まらない国際的な
汚染防止の取組が必要。

POPsによる汚染防止のため、**国際的に協調してPOPsの廃絶、削減等**を行う。

○2001年5月採択。我が国は2002年8月に締結。2004年5月に発効。)

○締約国会議は2年に1回、これまで6回開催。

○専門・技術的事項は、残留性有機汚染物質検討委員会(POPRC)で審議。

対象物質(当初12物質)

農薬・殺虫剤

アルドリン、ディルドリン、ヘキサクロロベンゼン、
エンドリン、クロルデン、ヘプタクロル、
DDT、マイレックス、トキサフェン、

意図せず生成される副産物等

ダイオキシン、ジベンゾフラン

工業化学品

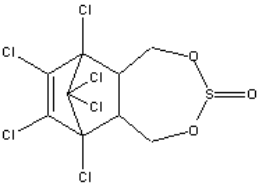
PCB

(注)2009年5月に9物質群の追加に合意

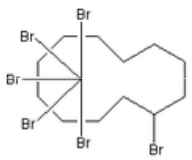
条約を履行するための国内実施計画を策定して実施。

COP5及びCOP6：附属書A（廃絶）へ追加された物質

COP5において決定された事項

物質	主な用途	除外
エンドスルファン及びその異性体	農薬 	・製造・使用等の禁止 （以下の用途を除外する規定あり） -特定作物-害虫への農薬用の製造と使用

COP6において決定された事項

物質	主な用途	除外
ヘキサブロモシクロドデカン 1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン及びその主な異性体； α -ヘキサブロモシクロドデカン β -ヘキサブロモシクロドデカン γ -ヘキサブロモシクロドデカン	難燃剤 	・製造・使用等の禁止 （以下の用途を除外する規定あり） -建築用のビーズ法発泡ポリスチレン及び押出発泡ポリスチレン用の製造と使用



- 上記の2物質を、化審法の第一種特定化学物質に指定し、製造・輸入・使用の原則禁止等の措置を講ずる予定（2014年4月施行予定）。※
- また、HBCDを含む製品（繊維用難燃処理薬剤、難燃性EPS用ビーズ及び防災生地・防災カーテン）について、化審法に基づく輸入禁止措置を講ずる予定（2014年8月施行予定）。

※ エンドスルファンについては農薬取締法に基づき、既に農薬としての製造、販売等は禁止されている。

第6回POPs条約締約国会議(COP6)の結果概要

○日時:2013年4月30日(火)~5月2日(木)

○場所:ジュネーブ(スイス)

○会議の成果

- 条約への新規POPs物質の追加
→附属書A(廃絶)にヘキサブロモシクロドデカン(HBCD)を追加
- ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)の代替物質の評価
→POPRCで代替候補物質の性能や安全性に係る評価の継続が決定
- 個別の適用除外に関する今後の作業計画
(対象物質:PFOS、ブロモジフェニルエーテル)
→適用除外が引き続き必要か各国の状況を調査し、COPでその是非について評価する作業計画が合意
- 条約の有効性の評価
→有効性評価の枠組み、世界モニタリング計画改定案が採択

○次回(COP7)開催:2015年5月ジュネーブ(スイス)

- 今回同様、3条約(ストックホルム条約・バーゼル条約・ロッテルダム条約)連続開催する予定

残留性有機汚染物質検討委員会第9回会合 (POPRC-9:2013/10/14-18)の結果と日本の対応

- **塩素化ナフタレン (CN) 及びヘキサクロロブタジエン (HCBd)**
POPs条約附属書 A (廃絶) 及びC (非意図的生成物質の排出の削減) へ追加することを締約国会議に勧告することが決定されました。
→日本では、塩素数が3以上の塩素化ナフタレン とヘキサクロロブタジエンは、化審法の第一種特定化学物質に指定されています。
- **ペンタクロロフェノール (PCP) とその塩及びエステル類**
リスク管理に関する評価案を作成する段階に進むことが決定されました。
→日本では、農薬としてのPCPの販売及び使用を禁止しています。
- **デカブロモジフェニルエーテル**
スクリーニング基準を満たすとの結論に達し、リスクプロファイル案を作成する段階に進むことが決定されました。
→日本では、デカブロモジフェニルエーテルは、化管法の第一種指定化学物質に指定されています。
- **ジコホル**
さらなる検討が必要とされ 次回POPRC 10で再度議論されることとされました。
→日本では、ジコホルは化審法の第一種特定化学物質に指定されています。

有機顔料中に副生するPCBに関するリスク評価

平成24年2月に一部の有機顔料等が、非意図的に副生したPCBを微量含有することが判明

○有機顔料中に副生するPCBの分析結果(調査対象:588製品)

PCB濃度 (ppm)	0.5 以下	0.5超 ~1	1~5	5~10	10~15	15~20	20~25	25~50	50超	合計
合計	359	51	89	29	13	7	10	13	17	588

※50ppm超のPCBを含有することが判明した有機顔料は17品目であり、これらについては既に、製造、輸入及び出荷を停止するとともに、出荷先にある未使用のものを回収するよう指導。

○有機顔料中に副生するPCBによる環境汚染、消費者への影響について検討

「有機顔料中に副生するPCBに関するリスク評価検討会」（平成24年3月～平成25年3月）

- ・環境の汚染を通じた人や生態系への影響や当該顔料が使用された製品の使用を継続することによる消費者の健康への影響等について、専門家による議論を行った。
- ・極端なケースを除き、環境経由での人健康及び生態へのリスクは低いと考えられるとの検討結果。

○有機顔料中に副生するPCBの工業技術的・経済的に低減可能なレベルについて検討

「有機顔料中に副生するPCBの工業技術的・経済的に低減可能なレベルに関する検討会」

(平成24年7月～)

- ・有機顔料中に副生するPCBの工業技術的・経済的に低減可能なレベルについて、専門家の意見を聴取しつつ検討を行う。

2. 化管法について ～PRTR～

PRTR制度

- PRTR(Pollutant Release and Transfer Register: 化学物質排出移動量届出制度)
 - : 有害性がある化学物質の、環境への排出量や廃棄物に含まれての移動量の登録・公表制度
- 閾値(基準値)の確定、リスク評価には時間がかかる
 - 「灰色物質」の排出を効果的に削減
 - ・事業者の自主管理、国民への情報公開、行政による活用
- 米国、オランダなどが先行(国によりしくみや主目的が異なる)
 - 日本では1999年に法制化(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律: 化学物質排出把握管理促進法・化管法)(環境省と経済産業省の共管)

PRTR制度(続き)

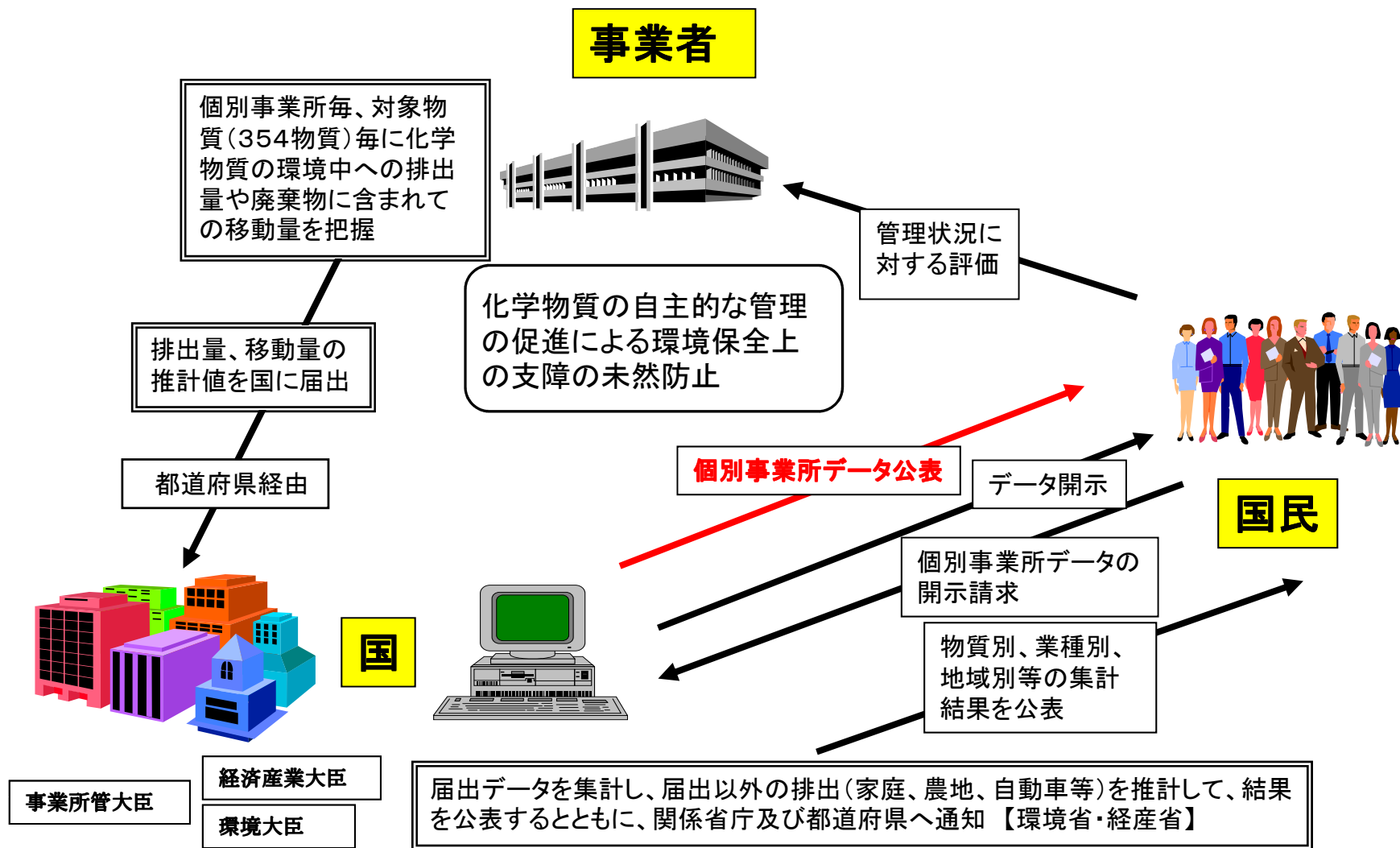
○日本のPRTR制度

- ・目的:事業者の自主的な管理の改善の促進
環境保全上の支障の未然防止
- ・対象化学物質:354物質 → 462物質(22年度分から)
- ・対象事業者:取扱事業者(業種・規模で規定)

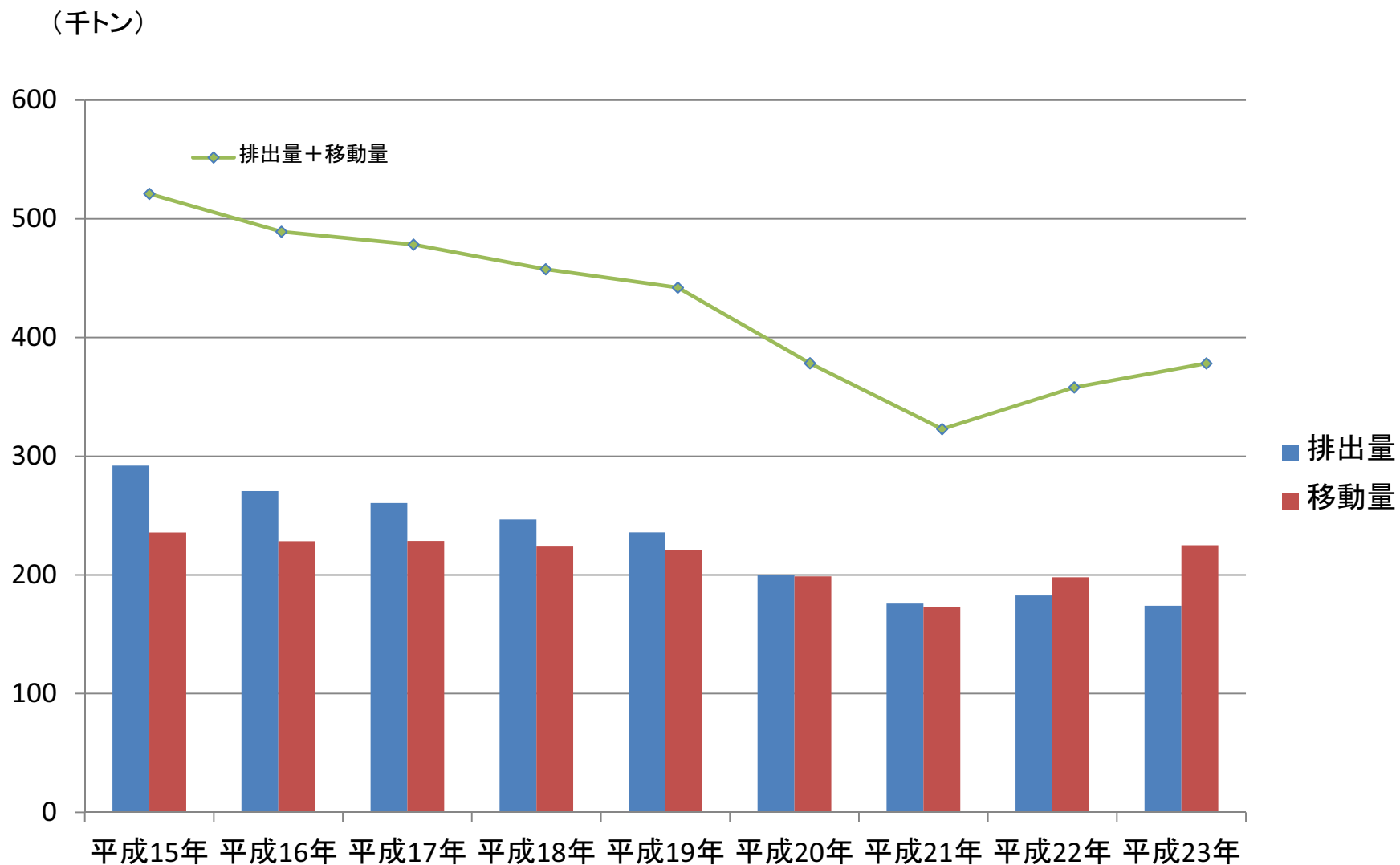
- ・対象事業者からの排出量・移動量の届出
- ・国による、その他の排出源(小規模事業所、非対象業種、家庭、移動体)からの排出量の推計
→ 集計・公表。個別の届出データも平成20年から公表

○MSDS(Material Safety Data Sheet)の交付制度も組み込む。

PRTR制度の体系



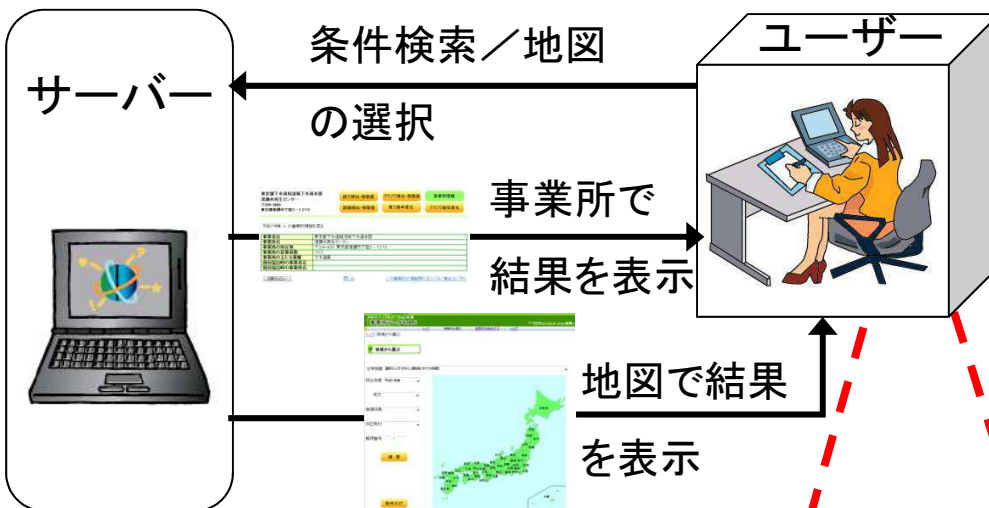
平成15～23年度 届出排出量・移動量の推移



PRTRデータ地図上表示システム

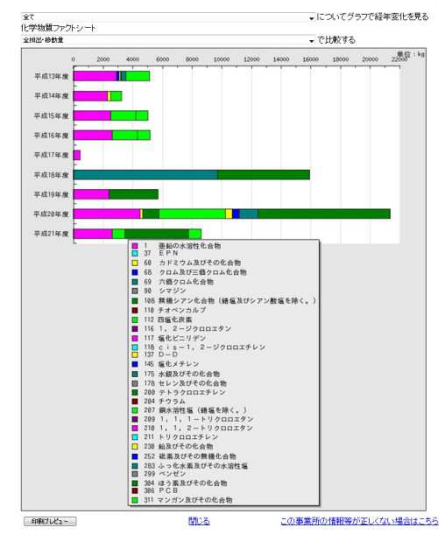
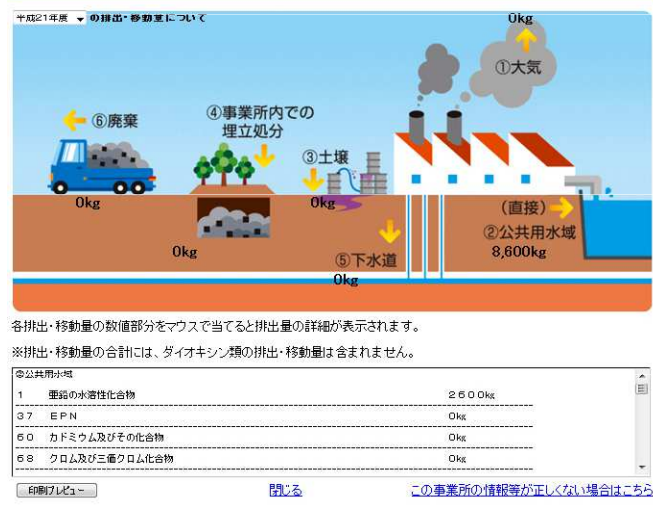
データの公表方法

検索結果の地図表示



単年度の排出・移動量

排出・移動量の経年変化



PRTRの意義とデータの活用事例

PRTRの意義	PRTRデータの活用事例(今後利用予定を含む)
①環境保全上の基礎データ	<ul style="list-style-type: none"> ○PRTR排出量データを、化学物質分野の取組推進に向けた指標とする。 ○特別管理廃棄物制度等、各種政策の検討に当たって基礎データとして使用。
②行政による化学物質対策の優先度決定	<ul style="list-style-type: none"> ○化学物質の環境リスク評価に利用。 ○環境モニタリングの対象物質・対象地点の選定に利用。 ○化審法に基づく監視化学物質のリスク評価等に利用。
③事業者による自主的管理の改善促進	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所周辺の環境濃度予測等のツールを事業者を提供。 ○地方公共団体において、事業者指導の資料として利用。
④国民への情報提供と化学物質に係る理解の増進	<ul style="list-style-type: none"> ○データの集計結果を公表し、インターネット上に掲載。 ○排出量及び予測大気濃度の地図情報を作成し、インターネット上に掲載。 ○PRTRデータを活用した市民向けのガイドブック、化学物質ファクトシート等を作成。
⑤環境対策の効果・進捗状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ○大気汚染防止法の優先取組物質の削減について、モニタリングデータ及びPRTRデータで対策状況を把握。

日本におけるGHSの導入状況

- 関係省庁連絡会議の開催、GHS分類方法のJIS化、政府による物質の分類等の取組を推進している。
- 政府による分類：
 - 2005～2011年度にかけて、約2500物質について分類を実施（更なる分類も実施中）。
 - 分類結果は一般に公表。

<http://www.safe.nite.go.jp/ghs/list.html>（日本語）

GHS導入のための制度改正

➤ 日本工業規格(JIS)の整備

JIS Z7250(MSDS)及びZ7251(表示)を統合して、新たに作業場内の表示も加えたGHSに基づく「情報伝達」の共通基盤となるJIS Z7253を制定(2012年3月25日)。

➤ 化管法省令の改正

- ✓ SDS記載項目をGHSに対応した16項目に拡大(施行:純物質・混合物 2012年6月1日)
- ✓ ラベルによる表示の努力義務を新たに追加(施行:純物質 2012年6月1日、混合物 2015年4月1日)
- ✓ SDS及びラベルの提供に関して、GHSに対応した方法により行うことを新たに努力義務化(施行:純物質 2012年6月1日、混合物 2015年4月1日)
- 安衛法省令等においても改正を実施。JISに従えば、各法に準拠し、GHSに対応したSDS及びラベルを作成・提供することができる。

3. 国際的な化学物質管理に 関する戦略的アプローチ

国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ (SAICM) 採択までの流れ

- 1992年 地球サミットで「アジェンダ21」採択(第19章:有害化学物質の管理)
- 1994年 化学物質の安全性に関する政府間フォーラム設立
- **2002年9月 持続可能な開発に関する世界首脳会議のための実施計画**
 - 予防的取組方法に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順と科学的根拠に基づくリスク管理手順を用いて、化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成することを目指す。
 - 2005年までにこのための戦略的アプローチ (SAICM) を策定することを決定
- 2003～2005年 3回の準備会合、世界5地域における地域会合等
- 2006年2月 国際化学物質管理会議 (ICCM) において **SAICM** を採択

SAICMへの対応(経緯と今後の見通し)

・2007(H19)年5月 アジア太平洋地域会合(バンコク)

・2009(H21) 第2回ICCM

SAICMの実施状況のレビュー

- 先進国の更なる化学物質管理
- 途上国支援・資金措置
- 製品中化学物質、ナノ材料等
新規の課題への対応

各国、国際機関等における更なる取組を決定

・2009(H21)年11月 2011(H22)年9月:
アジア太平洋地域会合(北京)

・2009(H21)~2012(H24) 議長団会合(複数回)

・2011(H23)年11月 第3回ICCM準備のための公開作業部会

・2012(H24)年9月 第3回ICCM

・2015(H27) 第4回ICCM

・2020(H32) 第5回ICCM

SAICM実施状況をフォローアップ



2020年までに化学物質が健康・環境に与える著しい影響を最小化

SAICMへの日本の対応

○国内対応

- 各種個別施策を推進（化審法改正、化管法見直し等）
- 関係省庁連絡会議の設置
- 環境基本計画に2020年目標及びSAICMを位置づけ
- SAICM国内実施計画の策定（2012年9月11日）
- 化学物質と環境に関する政策対話

○国際的な対応

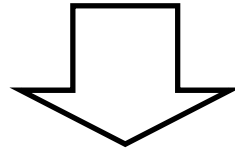
- アジア太平洋地域の代表としてICCM副議長
- クイックスタートプログラム（QSP）に対応してタイ及びブータンを支援
- 新規の課題「ナノテクノロジー及び工業用ナノ材料」、「製品中化学物質」、「電気電子製品のライフサイクルにおける有害物質」、「塗料中の鉛」等に関するワークショップなどの活動に参加。

SAICM国内実施計画の概要

【化学物質管理におけるこれまでの取組と課題】

- SAICMに沿った国際的な観点に立った化学物質管理の推進
 - 環境分野(環境基本計画、化審法、化管法など)、労働安全衛生、家庭用品の安全対策などそれぞれの分野における化学物質管理を実施
- 一方で、化学物質の安全性に対する国民の不安への対処、リスク評価・管理における各種取組の一層の連携・強化などが求められている。

〔様々な主体の関与（化学物質と環境に関する政策対話における議論）〕



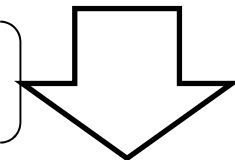
〔国民各層の意見反映（パブリックコメントの実施）〕

SAICM国内実施計画<包括的な化学物質に関する今後の戦略>策定

<策定主体: SAICM関係省庁連絡会議>

- 科学的なリスク評価の推進
- ライフサイクル全体のリスクの削減
- 未解明の問題への対応
- 安全・安心の一層の増進
- 国際協力・国際協調の推進
- 今後検討すべき課題

〔● 2015年に開催予定のICCM4に先立ち、実施状況の点検と結果の公表〕



〔● ICCMにおける議論等に対応し、必要に応じて、国内実施計画を改定〕

WSSD2020年目標の達成へ

SAICM国内実施計画

6つの柱～具体的な取組事項(1)

○6つの柱～具体的な取組事項

- (1) 科学的なリスク評価の推進
- (2) ライフサイクル全体のリスクの削減
- (3) 未解明の問題への対応
- (4) 安全・安心の一層の促進
- (5) 国際協力・国際協調の推進
- (6) 今後検討すべき課題

(1) 科学的なリスク評価の推進

○科学的なリスク評価の効率的な推進と新たな手法の開発・実用化

- 化学物質審査規制法・農薬取締法・労働安全衛生法に基づく取組の実施
- QSARやカテゴリーアプローチの活用
- POPsや重金属等のモニタリングの実施
- 環境目標値の設定、環境目標値設定に当たっての定量評価手法の高度化 等

(2) ライフサイクル全体のリスクの削減

○リスク評価の結果に基づくリスク低減措置の一層の推進

○化学物質のライフサイクル全体のリスクの削減と様々な手法の適切な組み合わせ

- 化学物質審査規制法・労働安全衛生法・家庭用品規制法に基づく取組の実施
- 環境への排出対策
- PRTR制度の運用
- 製品のリサイクル又は廃棄段階等に関する取組
- 事故等・災害時等の対応 等

具体的な取組事項(2)

(3) 未解明の問題への対応

- 予防的取組方法の考え方に立った取組が必要な以下の問題をはじめとする未解明の問題への的確な対応
- 化学物質のばく露が脆弱な集団や感受性の高い集団の健康への影響に留意した取組
 - エコチル調査
 - 化学物質の内分泌かく乱作用への対応
 - 化学物質の複合影響に係る検討
 - ナノ材料への対応
 - 微量な化学物質による健康影響に関する調査研究 等

(4) 安全・安心の一層の促進

- 化学物質に係る安全・安心確保の基盤としての各種のモニタリング等の継続した実施
 - 各種の環境調査・モニタリングの実施
 - リスクコミュニケーションの一層の推進
 - 製品中の化学物質に係る取組の推進 等

具体的な取組事項(3)

(5) 国際協力・国際協調の推進

○SAICM に沿った関係省庁が連携した国際的な観点に立った化学物質管理と国際的なSAICM の実施への貢献

- POPs条約に基づく取組の推進
- OECD等への参加
- エコチル調査に係る国際連携
- アジア地域との協力 等

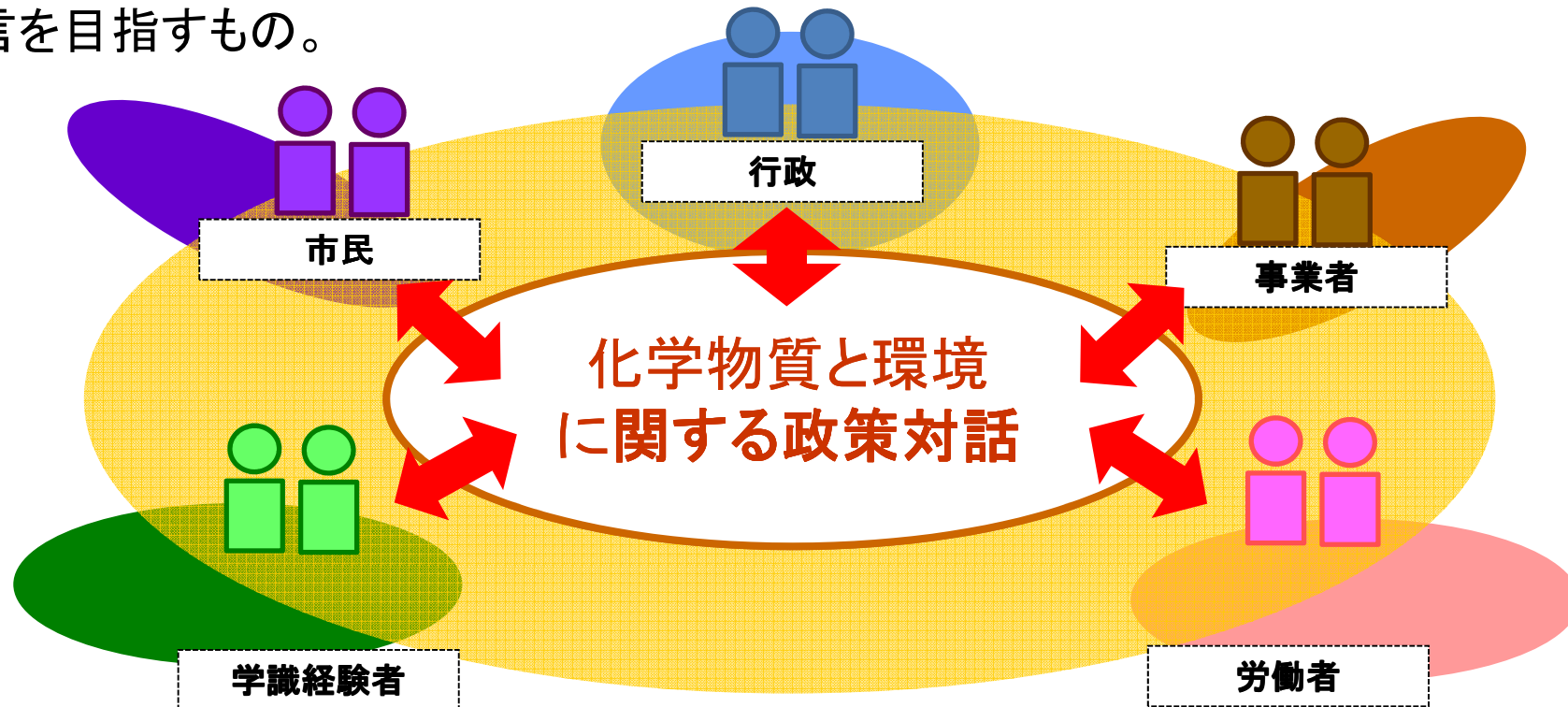
(6) 今後検討すべき課題

○様々な話題については、その緊急性・社会的必要性を考慮しながら、様々な主体が参加し意見交換などを行う場である「化学物質と環境に関する政策対話」での議論等も踏まえ、優先度をつけながら検討し、実施可能なものからの速やかな実施

- SAICMの新規課題(製品中の化学物質、ナノ材料、e-waste、塗料中の鉛)への対応
- シックハウス問題への対応
- バイオサイド 等

化学物質と環境に関する政策対話

- OSAICM(国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ)において、意思決定プロセスへの市民社会の全ての部門の参加と透明性・説明責任の確保が求められている。
- 関係主体が化学物質と環境に関する意見交換を行い、合意形成を図る場として、2012年3月に設置。化学物質に関する国民の安全・安心の確保に向けた政策提言を目指すもの。



➡ 包括的な観点から、SAICM国内実施計画の進捗も含め化学物質対策全般に関する議論を継続していく予定。

化学物質情報検索支援システム(ケミココ)

ケミココとは、化学物質の性質や有害性などの情報が調べやすい検索サイトです
信頼性の高いデータベースにリンク！ 約22000物質の情報にアクセス可能

The screenshot shows the Chemicoco website interface. At the top, there is a logo for 'ケミココ chemi COCO' and the text '環境省 化学物質情報検索支援システム' and 'ここから探せる 化学物質情報'. There are navigation links for 'HOME', '化学物質関連法律から調べる', '化学物質解説リンク集', '専門用語リンク集', and 'リクエストフォーム'. A search bar is present with a '検索' button. Below the search bar, there are dropdown menus for '法令・適用区分から検索' and '法令を選択して下さい'. On the left side, there are several menu items: '外部データベース等のリスト', '化学物質関連法律から調べる', '用途から検索', and '化学物質解説リンク集'. A blue callout box on the right contains a search flow diagram:

- 化学物質から検索
- ① 検索キーワード入力
- ② 該当する化学物質の検索結果
- ③ 化学物質の詳細情報
- ④ 外部データベースへ

URL: <http://www.chemicoco.go.jp/>

工業用ナノ材料

- 日本環境省の取組
 - 工業用ナノ材料に関する環境影響防止ガイドラインの作成（2009年3月）
 - 最近の管理対策の有効性を検証するプロジェクトの実施（2009年度～2010年度）
 - 環境中の工業用ナノ材料の有害性の同定及びモニタリングに重点を移行（2011年度～）
 - 工業用ナノ材料の生態毒性に関する知見の評価
 - 環境中の工業ナノ材料の存在状況の把握に向けた測定手法の開発
- OECDの活動との関係
 - OECDの工業用ナノ材料作業部会(WPMN)における検討への参加

4. 水銀に関する水俣条約

水銀に関する水俣条約

採択までの経緯

- 2001年 国連環境計画(UNEP)が地球規模の水銀汚染に係る活動を開始。
- 2009年2月 第25回UNEP管理理事会(GC25)において、2010年に交渉を開始し、2013年までの条約採択を目指す旨合意。
- 2010年6月 第1回政府間交渉委員会(INC1)が開催され、その後2013年までに5回のINCを開催。
- 2013年1月第5回政府間交渉委員会(INC5)において、「水銀に関する水俣条約」条約条文案に合意。
- **2013年10月「水銀に関する水俣条約外交会議」を熊本市及び水俣市で開催。**
 - 60か国以上の閣僚級を含む139か国・地域から1,000人以上が出席。
 - 水銀に関する水俣条約を全会一致で採択し、署名を開始。92か国・地域が条約に署名。

条文の概要

- 前文に水俣病の教訓について記述。
- 水銀鉱山からの一次産出、水銀の輸出入、小規模金採掘等を規制。
- 水銀添加製品(蛍光管、体温計、血圧計等)の製造・輸出入、水銀を使用する工業プロセス(塩素アルカリ工業等)を規制(年限を決めて廃止等)。
- 大気・水・土壌への排出について、利用可能な最良の技術/環境のための最良の慣行(BAT/BEP)を基に排出削減対策等を推進。
大気への排出については、石炭火力発電所、非鉄金属鉱業等を対象として削減。
- 水銀廃棄物について既存条約(バーゼル条約)と整合性を取りつつ適正処分を推進。
- 途上国の能力開発、設備投資等を支援する資金メカニズムの創設。

条約発効に向けた取組

- 条約は、50カ国が批准してから90日後に発効。
- 条約発効後1年以内に締約国会議第1回会合(COP1)が開催。
- UNEP事務局は、2016年の条約発効を目指す旨、外交会議において発言。

5. 子供の健康と環境に関する 全国調査（エコチル調査）

子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)とは

④ 調査目的：子どもの健康に与える環境要因を解明

中心仮説・・・「胎児期から小児期にかけての化学物質曝露が、子どもの健康に大きな影響を与えているのではないか？」

④ 調査方法・規模：全国で10万組の親子を対象とした出生コホート調査

④ 調査期間：平成23年1月より3年間で参加者募集。13年間追跡調査。

④ 予算：	平成23年度補正予算	約16億円
	平成24年度当初予算	約45億円
	平成24年度予備費	約21億円
	平成25年度当初予算	約40億円

④ 期待される成果

- ① 小児の健康に影響を与える環境要因の解明
- ② 小児の脆弱性を考慮したリスク管理体制の構築
- ③ 次世代の子どもが健やかに育つ環境の実現
- ④ ライフサイエンス分野の国際競争力の確保



本調査の 中心仮説

「胎児期から小児期にかけての化学物質曝露が、子どもの健康に大きな影響を与えているのではないか？」

(環境要因)

○化学物質の曝露

残留性有機汚染物質(ダイオキシン類、PCB、有機フッ素化合物、難燃剤等)、重金属(水銀、鉛、ヒ素、カドミウム等)、内分泌攪乱物質(ビスフェノールA等)、農薬、VOC(ベンゼン等)など

○遺伝要因

○社会要因

○生活習慣要因

(アウトカム・エンドポイント)

○身体発育:

出生時体重低下、出生後の身体発育状況等

○先天奇形:

尿道下裂、停留精巣、口唇・口蓋裂、二分脊椎症、消化管閉鎖症、心室中隔欠損、染色体異常等

○性分化の異常:

性比、性器形成障害、脳の性分化等

○精神神経発達障害:

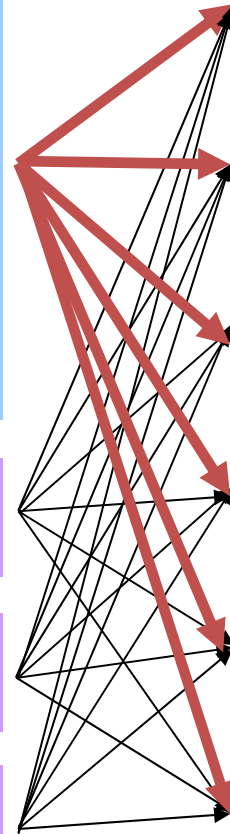
自閉症、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥・多動性障害)等

○免疫系の異常:

小児アレルギー、アトピー、喘息等

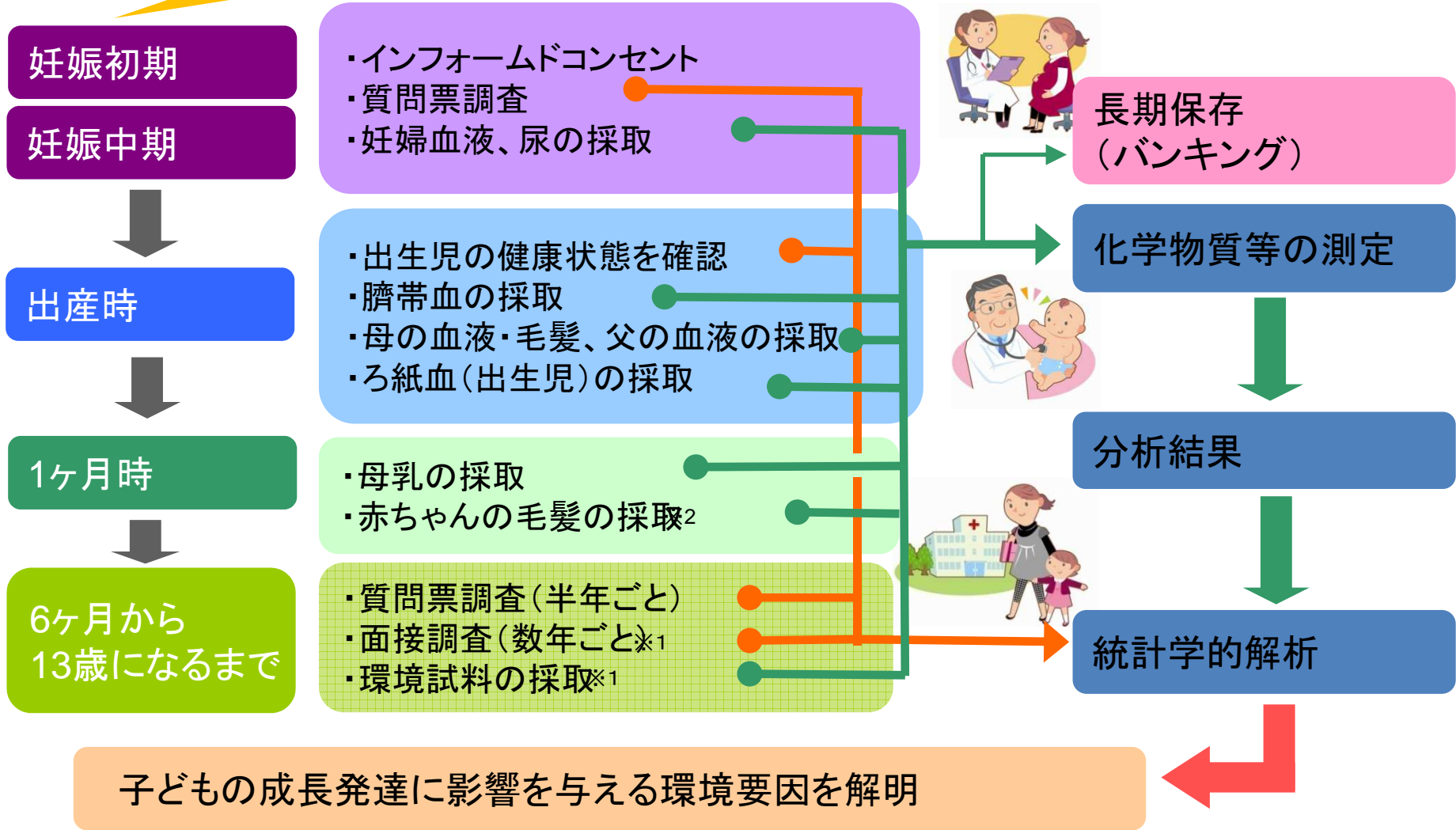
○代謝・内分泌系の異常:

耐糖能異常、肥満等



調査の内容

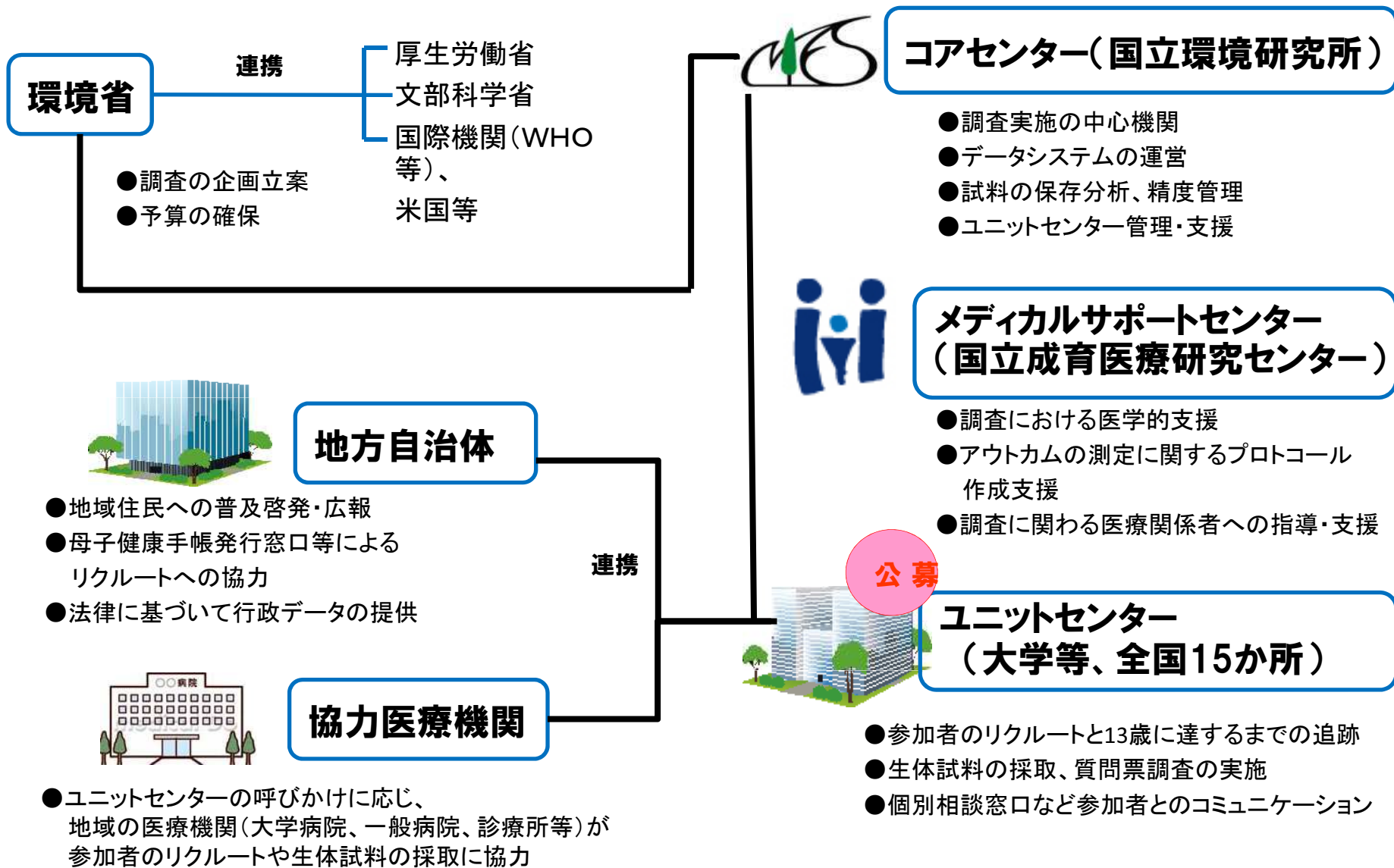
万組の参加登録



※1 一部の方

※2 ハサミで2つまみほどカット

実施体制



6. 化学物質管理に関するアジア 地域における協力事業

日中韓化学物質政策ダイアログ

○平成18年12月 第8回日中韓三カ国環境大臣会合

「化学物質管理に関する政策や規制に関する情報交換の推進」について合意

○平成19年11月 第1回日中韓化学物質政策ダイアログ

目的：これまでの情報交換の進捗を確認するとともに、日中韓における化学物質管理の取組の現状及び今後の方針についての情報を共有し、これらの課題に対する三カ国の連携可能性について検討すること

日中韓化学物質政策ダイアログをこれまでに7回開催

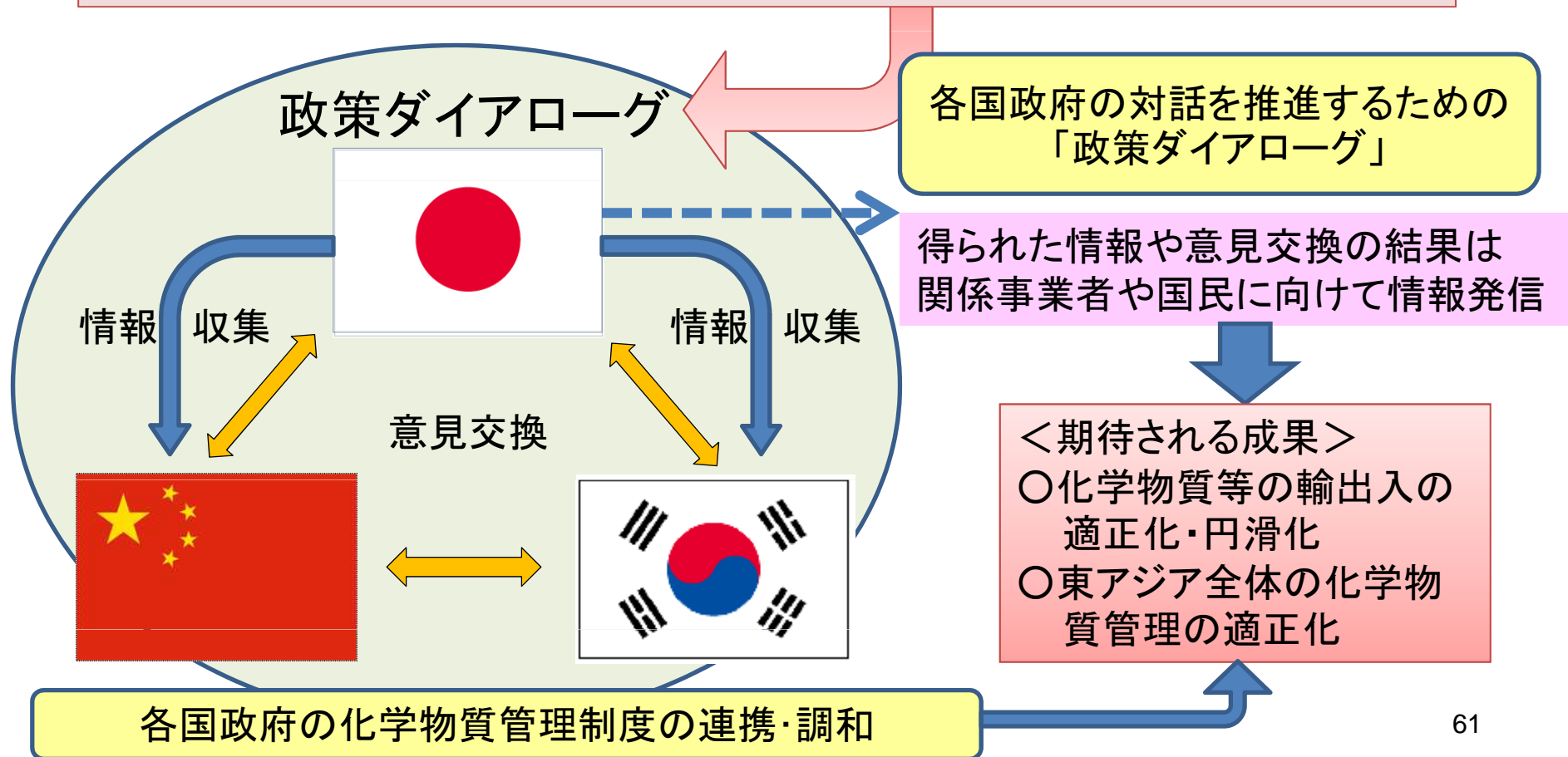
H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
日本	韓国	中国	日本	韓国	中国	日本
(東京)	(ソウル)	(北京)	(東京)	(済州島)	(杭州)	(京都)

今年は日本で開催

日中韓の化学物質政策の調和に向けて

○化学物質管理に関して我が国と密接に関係する中国及び韓国と化学物質管理についての検討を行う。

東アジア域内(特に日中韓三カ国間)の化学物質等の輸出入等は頻繁に行われているため、地域内の化学物質の適正管理は各国・関係事業者にとって重要



アジア地域化学物質対策能力向上促進講習

【概要】

目的:

アジア地域における環境保全の観点からの化学物質対策能力の向上を促進し、適正な化学物質対策の実現を図る。

主な議題

- －ベトナムにおける環境汚染の現状と課題
- －化学物質管理に関する日本の知識と経験
- －化学物質のリスク評価手法



場所：ベトナム・ハノイ市

日時：第1回：2012年 2月16日

第2回：2013年 3月7日

講習対象者：ベトナムの天然資源環境省の関係各部署、
地方自治体の天然資源環境部等、
ベトナムにおける環境管理に携わる行政関係者
我が国からは、環境省の担当官、専門家、自治体担当者が出席



タイにおけるPRTRパイロット・プロジェクト

実施者: JICA、天然資源環境省、工業省、
場所: タイ国 ラヨン県
期間: 2011年から2014年まで
内容: PRTRパイロットプロジェクトの実施

プロジェクトのホームページ:

<http://www.jica.go.jp/project/english/thailand/013/index.html>



 Japan International Cooperation Agency

Site Map | FAQ | Contact Us | 日本語 | English | Français | Español

Home | About JICA | News | Countries | Operations | Publications | Investor Relations

Home > Technical Cooperation Projects > Index of Countries > Asia > Thailand > Project for the Development of Basic Schemes for PRTR System in Kingdom of Thailand > Project News

Project News

- Preparing Release Estimation Manual -- Automotive/Auto Parts Industry (2012-05-29)
- TEI Cooperated in Non-Point Source Survey (2012-05-23)
- JCC Meeting 2012 (2012-05-22)
- Activity with FTI's Petrochemical Industrial Club (2012-04-26)
- Progress Report No.2 (2012-03-30)
- Invitation for Comments on the Selection Criteria for Target Substances under PRTR System (2012-03-16)
- The 2nd NGOs Dialogue Meeting (2012-03-13)
- PRTR seminar organized by Japanese Chamber of Commerce, Bangkok (2012-03-06)
- The 4th JICA-PRTR Project Counterpart Meeting (2012-02-27)
- Development of PRTR Website and Database (2012-02-24)
- Developing of Release Estimation Manual: The 1st Task Force Meeting of the Chemical/Petrochemical Group (2012-01-30)
- Developing of Release Estimation Manual: the 2nd Task Force Meeting of the Refinery Group (2012-01-30)
- Chemical Risk Communication Training under PRTR Project – Closing Ceremony (2012-01-25)
- Chemical Risk Communication Training under PRTR Project – Conclusion of Evaluation Survey on the Training Course (2012-01-25)

化学物質国際対応ネットワーク

設立趣旨

化学産業や化学物質のユーザー企業、環境省はじめ関係省庁が、業界や省庁の垣根を越えてオールジャパンで化学物質規制制度への対応を実施していくために、平成19年7月26日に設立されました。

活動内容

- 各主体間における情報共有と連携強化
 - ・海外の行政間や専門家等によるセミナーの開催
 - ・コラム、メールマガジンの発行

参加団体

○2013年10月現在、313団体が参加

化学物質国際対応ネットワーク

化学物質国際対応ネットワークTOP

SITE MAP
ENGLISH

CONTENTS

- 化学ネットワークメニューとは?
- 参加団体紹介
- EU、米国、中国及び韓国の化学物質規制
- セミナー・ワークショップ資料
- 国際対応FAQ
- 情報交換BBS
- リンク集

REACH対応をAll Japanで！

化学物質国際対応ネットワークは、我が国に影響を及ぼすと考えられている欧州REACH等新しい海外の化学物質規制への対応をAllJapanで進めていくことを目的とする、行政や業界の垣根を越えたネットワークです。ネットワークでは、参加者による情報共有掲示板（BBS）、セミナーなどを通して、サプライチェーン内でのコミュニケーションや情報共有を図り、関係各主体の連携を促進するための場を提供します。

NEWS

過去のNEWS

- 2013年10月22日
メルマガ52号をバックナンバーに掲載しました。
- 2013年10月17日
「日中韓の化学物質管理政策に関するセミナー」を開催致します。
日時：平成25年11月15日（金）09:00～12:10（08:30受付開始）
場所：リーガロイヤルホテル京都
詳細はこちらをご覧ください。

コラム
専門家の気付き

化学物質国際対応ネットワーク
参加申込み
ネットワークへの参加申し込み（企業、団体単位）を受け付けます

メールマガジン
バックナンバー・申込み

御清聴ありがとうございました